

「第 4 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」骨子案について

1 骨子案の構成

第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画と同様に、以下の 3 章構成とした。

第 1 章 5 年間の取組の進め方

第 2 章 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策

第 3 章 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考え方

2 骨子案の概要

(1) 計画の基本事項

- ア 計画の目的 将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進する。
- イ 計画期間 令和 4 年度～令和 8 年度（2022～2026 年度）までの 5 年間
- ウ 対象事業 主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組
- エ 対象地域 ダム集水域を中心とする県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域

(2) 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策

ア これまでの取組の成果と課題

第 1 期及び第 2 期実行計画では 12 の特別対策事業として、第 3 期実行計画では 11 の特別対策事業として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組及び水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組を推進してきた。

これまでの取組では、間伐等の森林整備を行ったことにより、下層植生の回復が見られるなど、水源かん養機能の高い森林づくりが進んでいる。また、自然浄化機能を高める河川整備を行うとともに、相模川・酒匂川流域における生活排水処理率が向上したことにより、水源水質が改善してきている。

一方、令和元年東日本台風により、水源林林地の倒木・土壌流出などの被害が発生したことから、今後予想される自然災害を踏まえ林地保全対策を強化する必要がある。

第 4 期実行計画が終了する令和 8 年度末には、施策大綱も期間が終了を迎えることから、第 4 期実行計画では、将来を見据えて事業を実施し、良好な水源環境を維持するための対応を進めていく必要がある。

イ 県民会議による総合評価と意見

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」では、平成19年度から平成30年度までの12年間の取組実績やモニタリングの結果をもとに、森林・河川・地下水の保全・再生や水源環境への負荷軽減に関する総合評価を行った。

さらに、こうした総合評価に基づき、次期計画の方向性について『「次期（第4期）かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書』を取りまとめ、県に提出している。

<県民会議意見（抜粋）>

- ・ 令和元年10月の台風第19号の影響により、水源林林地の倒木、土壌流出などの被害が発生したことから、今後想定される自然災害を踏まえ林地保全対策を強化する必要がある。
- ・ 水源環境への負荷軽減の取組では、事業実施により着実に成果は上がっているものの、近年の事業進捗の遅れが課題となっていることから、生活排水処理率のさらなる向上に向けた方策を検討すべきである。
- ・ 県民会議による点検・評価や議論の結果を踏まえ、県では、水源環境を保全し、良質な水を安定的に確保していくため、施策大綱期間終了後に必要な施策を第4期期間中に検討し確立すべきである。

ウ 第4期実行計画の考え方

第4期実行計画においては、以下の3つの事項を基本として、取組を進めていく。

①大綱で掲げた将来像の達成に向けた対応

現行の特別対策事業の枠組みは変更せず、大綱の将来像の達成を目標とした特別対策事業を着実に実施していく。

②新たな課題への対応

令和元年台風19号による水源被害地の復旧、さらには台風等の自然災害に備えた、水源林整備の手法を導入するなど水源林の災害対策を強化する。

③大綱終了後を見据えた対応

大綱期間終了後を見据えて、必要な事業を実施していく。

3 今後のスケジュール（予定）

| | |
|---------|--|
| 令和2年12月 | 実行計画骨子案について県民意見募集 市町村への実行計画骨子案に対する意見照会 |
| 令和3年2月 | 環境農政常任委員会へ実行計画素案の報告 |
| 3月 | 実行計画素案について県民意見募集 自治基本条例に基づく県と市町村との協議 |
| 6月以降 | 環境農政常任委員会へ実行計画案の報告 県税条例改正案の提出 実行計画の策定、公表 |

【参考】これまでの施策体系と第4期実行計画の施策体系案

